

名古屋市告示第505号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和6年10月23日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

施設の名称	委託した相手方
名古屋市東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市富田図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市守山図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子

名古屋市緑図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一文子
名古屋市名東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市天白図書館	大阪府中央区北浜東1番20号 ナカバヤシ株式会社 代表取締役 湯 本 秀 昭

- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入  
名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）第2条第1項に規定する使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和6年9月27日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和6年10月1日

名古屋市教育委員会鶴舞中央図書館